

令和6年6月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年6月10日 金曜日 午後3時02分から午後3時59分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (29人)

会 長	15番	江原 宏昭		
農業委員	1番	尾古 礼隆	9番	小谷 恵
	2番	佐伯 守	10番	岡田 浩司
	4番	石原 文義	11番	森田 博文
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 厳
	6番	矢田 考志	13番	米澤 誠一
	7番	山下 一郎	14番	遠藤 幸子
	8番	中川 勝彦		

推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義
	7番	高虫 秀樹	15番	山根 章司
	8番	戸野 悦宏		

4 遅刻委員 (2名) (農委4番 石原 文義、農委13番 米澤 誠一)

5 欠席委員 (1名) (農委3番 前田 繁昌)

6 議事録署名委員の決定 (10番 岡田 浩司、11番 森田 博文)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

議案第4号 共有者不明農用地等に係る公示について

8 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 賃貸借の解約について

(3) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局	長	徳 永 貴
主	幹	坂 田 真 寛
主	幹	西 川 援
事務補助員		山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 そういたしますと、議長挨拶ということで議長が挨拶を申し上げます。

議長 【議長挨拶】
・農地パトロールについて。
・全国農業委員会会長大会について。

議長 今のところ欠席届は、農業委員さん3番委員さんから出ています。
それから遅れるっちゅう連絡は、農委4番委員さんから連絡を受けています。
今のところ農委13番委員さんは、ちょっとまだ見られないんですけど、多分後から来られると思いますので、現在の出席数はそういう形で過半数を超えていることですので、今回が成り立つっちゅうことです。
(農委13番委員、15時03分着席)
開会を宣言したいと思います。よろしくお願いします。
(農委13番委員) 来られました。
それでは3番目ですけど、議事録署名委員の決定になりますけど、10番委員さん、それから11番委員さん、よろしくお願いします。

議長 それでは4番目になりますけど、会務報告を事務局から説明をお願いします。

事務局 【会務報告】
(5月10日) ・定例農業委員会について。
(5月13日) ・鳥取県農業会議常設審議委員会現地視察について。
(5月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数2件あり。
(5月22日) ・鳥取県農業会議常設審議委員会について。
(5月24日) ・農業経営改善計画認定審査会について。
(5月27日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
・農業委員会サポートシステム操作研修会について。
(5月29日) ・全国農業委員会会長大会について。
(6月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。

議長 はい、ありがとうございました。
何か質問等がありましたら。
無いようですので、会務報告は終了させていただきます。

議長 それでは、議案の審議に入りたいと思います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を説明させていただきます。

1 ページ目でございますが、番号8、〇〇、田2筆、面積は3, 060㎡。贈与になります。

続きまして番号9、〇〇〇、田1筆、面積は1, 226㎡。こちらは売買となります。売買価格は全体で※円です。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは午前中に現地の確認に行ってますので、8番について推委7番委員さんお願いします。

推委7番委員 はい。失礼します。

推進委員の7番です。午前中に委員3名、事務局とで現地確認をしてきました。

圃場ですが、◎◎の線路より下手になります。

周りは水田、ブロッコリー畑でしたけども、枝番で分かれております。1番と2番、合筆の1枚圃場でした。既に水田が植わっておりました。圃場としては一切問題無いと確認してきました。

以上です。

議長

続きまして、9番を農委1番委員さん、お願いします。

農委1番委員

1番です。

9番の〇〇〇〇の圃場について、説明いたします。

〇〇〇〇部落の西北に当たるところで、譲受人との入会の田でした。

田植えがしてあり、適切に管理もしてありましたので、何ら問題が無いと見て帰っております。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案について何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

全員賛成ということで、挙手多数により許可することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第2号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第２号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により受理したので、議決を求めます。（詳細；詳細は議案に明記）

詳細については議案に記載のとおりでございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第２号につきまして何か質問等ありましたら挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員挙手ということで、挙手多数により原案のとおり決定をいたします。

議長 続きまして議案第３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、照会があったので意見を求めます。（詳細；詳細は議案に明記）

詳細については議案に記載のとおりでございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

議案第３号につきまして、質問等がありましたら挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。

全員ということで、挙手多数により承認することに決定いたします。

議長 続きまして議案第４号、共有者不明農用地等に係る公示について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第４号、共有者不明農用地等に係る公示について。農地中間管理事業の推進に関する法律第２２条の３の規定により以下のとおり公示してよいか、審議を求めます。

こちらはですね、先月の定例会の中で、その他の中で触れさせていただきましたものになるんですが、ちょっと確認しましたところ、告示する前に、委員会の議決が必要になるということだったってということで、今回議案として上程させていただきまして、審議をお願いするものということになります。

１から順に説明をさせていただきます。

1の公示する期間については、記載のと通りの2か月間になります。

告示案については、裏面10ページに記載のと通りの2件分という形になります。

9ページに戻っていただきまして、3の告示案に添付する農用地利用集積等促進計画案ということで、1と2ということで記載をさせていただいております。

1番については□□の田2筆、2番については◇◇◇の田1筆ということになります。貸出人・借受人については記載のとおり、どちらも使用貸借、無償の貸し借りという形になります。

4番です。公示することとなった経緯ということで、こちらは先月にもお話をさせていただきましてとおりのところにはなるんですけれども、どちらも相続人の1人ないし2人の同意はもらえたけれども、2分の1を超える同意がもらえないということで、今回の公示に至っているものになります。

この議決を頂いた後での公示の後の流れについてですが、2か月間の公示で異議がなければ、残りの2分の1の同意があったものとみなせるということになっておりますので、これをもって貸借の用紙が完成、受理ができるという状態になります。

その後は機構を介した貸し借りと同様に、今回の3号議案のような形で農業委員会の意見照会を経て、県の認可告示をもって貸借が開始となるものになります。

なお、先月のその他の中でお話しさせてもらった中では、今回の議案の中間管理事業の法律とは別に農地法を経た手続きのものが一つあるということでお伝えをしておりましたが、こちらについては、この議案と同様の中間管理事業の法律での手続きができないかというところで、再度、関係者と調整をしている途中というところになりますので、それが整い次第、また議案として上程をさせていただきたいというふうに考えております。

説明のほうは、以上になります。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは議案第4号について、何か質問等がございます方、挙手をお願いします。

(農委7番委員、挙手)

はい、どうぞ。農委7番委員。

農委7番委員 7番です。

ちょっとお伺いしますけれども、同意がもらえないというのは、これで経緯を見ますと、「書留で送ったけど返信がない」ということで書いてありますけれども、住所地が分かっておって、そこに住んでおられることが分かっておって、きちんと送ってあるのか、ただ、登記簿上の住所に送っただけなのか。その辺の確認は本来どこまでするのか。

ただ単に、書留が来とって返答がないっていう部分は、よっぽどのことで、

反対なのかもしれませんし、ですけども、ただ単にどこにおるか分からん実際は、っていう方が多いのではないかなと思うんですけども、その辺の状況というのは、現住所の確認をどこまでやってあるのか教えてください。

議長
事務局

事務局、説明をお願いします。

はい。御質問ありがとうございます。

この農地中間管理事業の推進に関する法律の中で、共有者不明農用地というところが発生した場合にどのような手続きで進めるかということが、法律と、それに伴う施行規則であったり、農林水産省令というところで定められているところになります。

御質問のありました、「どこに送ったか」とかいうところのものっていうところが、相続人、相続人の名前の記載をさせていただいておりますけれども、相続人の配偶者と子を、農業委員会の調べることができる探索の権限を使いまして、戸籍と戸籍の附票を取得しまして、どこに住んでいるか、住所地のほうを確定させます。そうなった中で、相続人が何人いるかと、配偶者プラス子供、今回は配偶者プラス子供のところまでで相続人がいるということが確認ができましたので、どちらも配偶者はいない、子供が複数人いるという状況となっております。で、戸籍の附票を取りましたので住所地が分かるというところになりますので、その住所地に、同意がもらえない人には、その住所地に簡易書留で送りなさいと。送って2か月、じゃないですね、失礼しました。2週間回答がなければ、それは回答がなかったということで次の手続きに進んでくださいというような形で、その法律等々には書いてあるというところで、上のものは「そもそも受け取られなかった」、2番のほうは「2人に送って、どちらも受け取られたけれども、回答が2週間なかった」というところで、同意を取得できないという状態ということになったということで、この22条の3ということで告示に進むというような形になっております。

よろしいでしょうか。

議長

どうぞ。

農委7番委員

要は、今回は送った相手の現住所に住んでおられると、行方不明ではないということなんですか。

事務局

はい。2番については受け取っておられるので、その住所で受け取っておられるだろうというところになっておりますが、1番については、受け取られなかったので、ただ、郵便局からは「宛名どころなし」という形で帰ってきているわけではなく、「1週間受け取られませんでした」という形で帰ってきているので、行方不明ではなくて受け取られなかったというような形になろうかなというところですよ。

どちらにしても、死亡という形にはなっていないというところになりますので相続権がある人がいる。だけれども、「受け取られない」もしくは「回答がされない」ということで、同意が取得できないという状態ということになります。

農委7番委員

すみません。簡易書留で配達したけど受け取らないっていうのんか、行っ

でもずっと留守だったんで、配達することが不可能だったのかということなんですけども。要は後でトラブルがない、全く本当に親戚の方が行方不明で、これだけ調べたけれども行方不明なので住所に送っただけ。「受け取らない」という言い方は、「取らない」という意思を確認したような形で今説明されましたけども、配達できなかった。配達不能のほうなのかなと思うんですけども、その辺がきちんとしてないと、初めてこういったものを農業委員会ですることだと思うんですけども、今後トラブルにならないような形をとっていかないといけないのかなあと思いました。

事務局

はい、ありがとうございます。

ちょっとすみません。私の表現の仕方も悪かったところもあるかもしれませんが、簡易書留で送りました。で、簡易書留で送ったもので、直接本人さんがおられない場合には不在票が入るといような形になろうかなというところでございます。

不在票を見ておられなかった1週間経ってしまったのか、見たけれども郵便局に再配達の依頼をされなかったのか、というところは分かりません。

そのいずれかというところで、こちらのほうに郵便が戻ってきたというところは確かなところというところでございます。

おっしゃっていただいたことを、ちょっと、恐らく今後このような案件ってばらばら出てくるのかなというふうには想定をしておりますので、おっしゃっていただいたことを、こちらのほうもちょっとちゃんと確認は、今回も確認をとってやっているところではありますけれども、ちゃんとトラブルということで、そこにつながらないような形で進めていけるようにということで、事務を進めていこうかというふうに思っておりますので、意見ありがとうございます。

議長

よろしいでしょうか。

その他、何かありませんでしょうか。

それでは無いようですので、原案のとおり公示することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数により、公示することに決定をいたしました。

議長

続きまして、報告事項がまたその次に載ってますけど、これについては後で見てください。

その後の、賃貸借の解約についても、同様に確認しておいてください。

その他、何か事務局はありませんでしょうか。

事務局

ありません。

議長

それでは7番のその他について、来月の7月ですけど、定例の農業委員会の日程について、7月の10日、水曜日、午後3時から中山農村環境改善センターで行いたいと思います。

現地の確認当番は、推委1番委員、農委2番委員さん、農委4番委員さんとなっておりますけど、それでよろしいでしょうか。

7月の10日、水曜日の午後3時からということで、よろしくお願いします。
その他、事務局より説明がありますので、よろしくお願いします。

事務局

【その他】

- ・令和5年度農地利用最適化活動実績について。
- ・大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

推委10番委員

【その他】

- ・土地改良区の畔草について。

(農委4番委員、15時48分着席)

議長

【その他】

- ・全国農業委員会会長大会について。

そうということで、農業委員会は閉会したいと思います。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 岡田 浩司

議事録署名委員 森田 博文

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。